

【新設】（承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与）

42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下 42 の 11 の 2-7 までにおいて「特定事業用機械等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

【解説】

- 1 青色申告書を提出する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 24 条に規定する承認地域経済牽引事業者が、その取得等をした特定事業用機械等について本制度による特別償却又は法人税額の特別控除の適用を受けるためには、その特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、その承認地域経済牽引事業の用に供することが要件とされている（措法 42 の 11 の 2 ①）。したがって、その特定事業用機械等を他の者に貸し付けるような場合には、たとえ当該他の者が促進区域内において事業を行う法人であっても、当該承認地域経済牽引事業者が営む事業の用に供しているとはいえず、その適用はないことになる。
- 2 しかしながら、一口に貸付けといっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の適用対象外とすることについては、やや問題がある。特に、承認地域経済牽引事業者が専属の下請業者に対してその承認地域経済牽引事業の用に供するために貸与する機械装置などについては、その実態は、その承認地域経済牽引事業者が当該事業の用に供していると見る余地がある。
- 3 そこで、本通達において、形式的には特定事業用機械等の貸与であっても、実質的に承認地域経済牽引事業者自らの事業の用に供したと同視し得るとき、すなわち、承認地域経済牽引事業者が取得等をした特定事業用機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、その下請業者が促進区域内においてその特定事業用機械等を専らその承認地域経済牽引事業者の承認地域経済牽引事業のためにする製品の加工等の用に供するときは、その特定事業用機械等はその承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして取り扱うことを明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 14 の 3-4）を定めている。